

「京都府都市農業振興アクションプラン」(中間案)に対する 府民の皆さまからの御意見募集結果

平成 30 年 12 月 20 日
京都府農林水産部
経営支援・担い手育成課
(電話 075-414-4908)

「京都府都市農業振興アクションプラン」(中間案)について、府民の皆さまから御意見を募集いたしましたところ、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

お寄せいただいた御意見及びこれに対する府の考え方を下記のとおり公表します。

また、御提出いただいた府民の皆さまの御意見を十分に考慮し、「京都府都市農業振興アクションプラン」をとりまとめましたので、あわせて公表します。

記

- 1 意見募集期間
平成 30 年 10 月 9 日 (火) から平成 30 年 11 月 5 日 (月) まで
- 2 意見提出者数 (提出意見数)
8 名 (19 件)
- 3 意見の要旨とこれに対する府の考え方
裏面とおり
- 4 京都府都市農業振興アクションプラン
別添のとおり

「京都府都市農業振興アクションプラン」(中間案) に対する
府民意見の要旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
プラン全体	<p>○都市農業の範囲のおよそ1割である市街化区域内農地を想定した計画に見えるが、残りの9割を占める部分に対する計画はどのように考えるか。</p> <p>たとえば、市街化区域内は府が主体的に推進し、残りの周辺部は市町村計画の支援を通じて振興・推進していく等</p>	<p>□本プランは、市街化区域内を中心とし、その周辺地域も含めた都市計画区域内で行われる農業の範囲を基本としています。各地域により都市農業の置かれている状況が異なることから、本プランにより地域の現状に応じた市町村計画の策定を促進することとしており、市町村や関係機関等と協力して都市農業の振興を図ってまいります。</p>
プランの推進	<p>○都市農業の範囲(都市計画区域)を対象に京都府都市農業推進協議会を立ち上げると、相当数の市町村及び関係団体が関与することになり、それぞれ背景が異なることから、推進が困難と考える(情報共有は可)。構成員がどの事項を主体的に推進するか明確にするべき。</p>	<p>□本プランにおける「京都府都市農業推進協議会(仮)」は、①京都府都市農業振興アクションプランに係る情報共有及び進捗管理、②市町村による都市農業の振興に関する計画(地方計画)の策定の支援、③関係団体による普及啓発の支援、に取り組み、市町村と協同して都市農業対策を推進するためのものであり、協議会による活動が有益なものとなるように努めてまいります。</p>
	<p>○ロードマップのうち、新規に実施する事項はどれか。また、京都府が主体的に進める事項はどれか。進捗管理をする上で、明記することが必要</p>	<p>□これまで都市農業は主要な農業振興施策の対象外であったことから、本プランについては、都市農業振興に対して新しく施策を推進するものです。</p> <p>なお、ロードマップの各年度の事項が同内容の記載であったため、初年度(平成 31</p>

		年度)と2年目以降に取り組むことを整理して記載しました。
都市農業の経営基盤強化	○安定的・計画的に農産物を生産するためには、安定した販売先の確保が必要	□農業経営の上で有利な販路を確保することは重要であることから、本プランでは、消費者・実需者とのマッチングや生産者のグループ化等を通じて販路開拓等を支援することとしています。
	○京都は外国人観光客が多いので、京野菜や和食にもっと興味をもってもらうために、手軽に農業体験をできる場所があるといい。また、和食を勉強する外国人の料理人にもニーズがあるはず。	□京野菜等の農産物に対する需要が高いことから、本プランでは、実需者とのマッチング等により、都市農業者と観光業や食産業との連携を推進することとしています。
都市住民の農業理解の促進と「農」を通じた地域コミュニティの形成	○空き農地をもっと市民農園に開放し、高齢のベテラン農家が指導するような仕組みを作れば、交流や食育の場につながるのではないか。また、市民農園の場所が少なく、情報も不足している。	□本プランでは、都市住民が「農」とのふれあいを身近に感じる機会を創出し、暮らしに「農」が取り入れられた共生関係の構築を図るため、体験農園等の開設等を支援することとしています。また、農業改良普及センターがJA等の関係機関と連携し、必要に応じて体験農園の開設者に対する技術指導等にも取り組むこととしています。なお、市民農園等の情報については、京都府のホームページ等に掲載しており、今後も関係機関との連携等により情報発信に努めてまいります。
	○農業者と消費者のかけ橋となる貸し農園を推進すべき。その際、農地所有者が運営者として、肥料・病虫害防除等のきめ細かい栽培指導等を徹底し、きちんとした管理が必要	
	○農業未経験の都市住民に対して、農地貸借の丁寧なマッチングに加え、技術習得から農産物の販売までの一貫した支援が必要	□本プランに基づき新たに設置を予定する都市農業に関する相談窓口を活用して、多様な主体による農地活用を推進するとともに、農業改良普及セ

		<p>ンターを核とした「京の農業応援隊」による技術指導や販路開拓等の出口対策に係る伴走支援等に取り組んでまいります。</p>
	<p>○農産物直売所を消費者との交流の場として、農場見学や試食等を通じて農産物への意識を高める取組が必要</p>	<p>□本プランでは、生産者直売マルシェ等による地場野菜の直接購入機会の創出や身近な「農」を生かした食育活動・地産地消を推進することとしており、都市住民と生産者の交流を促進することで、農業に対する理解促進を図ってまいります。</p>
	<p>○住民が、地元でどのような農産物が生産されているのかあまり知られていない。</p>	
その他	<p>○地域の特産性が薄らいでいるのではないかと。たとえば、万願寺とうがらしはどこでも作れるようになった。</p>	<p>□都市農業に限らず、ブランド力のある農産物については、地理的表示（G I）保護制度等によりブランド力の保全・活用を推進するとともに、生産振興により供給力の強化を図っているところです。</p>
	<p>○災害等の発生により営農継続が困難な農家が多い。都市農業を安定的に承継するには災害時における復旧支援の充実化が必要</p>	<p>□都市農業に限らず、災害等からの復旧支援については、状況に応じて補正予算を計上し、きめ細かく対応しているところです。</p>
	<p>○A Iを活用することで、野菜の需要と供給や農業体験の取組のほか、高齢化や認知症患者の増加等の様々なデータを算出することができ、そのデータをもとに計画を策定すべき。</p>	<p>□本プランは、農林業センサス等の統計データのほか、独自のアンケートや聞き取り調査等によりデータを収集し、分析を行っているところです。</p>
	<p>○ソーラーシェアリングの取組について農家等に周知徹底をしてほしい。</p>	<p>□都市農業に限らず、農業に関する施策や農地に関する制度等の情報については、必要なものを必要な時に提供できるよう努めているところです。</p>

	<p>○農薬の過度な使用を抑えるため、多少見た目が良くない野菜の市場流通を増加させ、それでも味はおいしいことを消費者に伝えてほしい。</p>	<p>□本プランでは、農業改良普及センターにより農薬使用低減技術も含めて周辺住民に配慮した営農技術の普及に取り組むとともに、生産者と消費者との交流促進を通じて都市住民に対する農業への理解促進を図ることとしています。</p>
	<p>○地域の集出荷施設が少ない。また、補助金等を活用するためにも申請書類の作成等が煩雑でハードルが高い。</p>	<p>□都市農業に限らず、広域振興局等において事業要件や地域の状況に応じた相談対応を行っており、引き続き伴走支援等により丁寧に対応してまいります。</p>
	<p>○周年栽培作物と季節的栽培作物との併用した栽培体系づくりが必要</p>	<p>□都市農業に限らず、栽培体系の確立や米栽培の収益性向上等を含め、栽培技術の生産者への指導については、農業改良普及センターがJA等の関係機関と連携して取り組んでいるところです。</p>
	<p>○米栽培は収益性が悪くても農家にとっては根幹をなすため、なくすわけにはいかない。</p>	
	<p>○普及指導員の育成を進めるべき。(人数が減少している)</p>	<p>□都市農業に限らず、普及指導員の役割は多くの分野に広がっていることから、チーム活動の中でOJTや先端技術に係る研修会等を通じて能力向上に努めているところです。</p>